

# 坂東市スポーツ協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、**坂東市スポーツ協会**と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を坂東市教育委員会スポーツ振興課内に置く。

(目的)

第3条 本会は、坂東市における体育・スポーツ・レクリエーションの普及振興を図り、市民の体力と健康の保持増進に努め、生きがいと活力のある明るく住みよい豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 競技会・講習会・スポーツ教室等の開催
- (2) 青少年の健全育成及び高齢者・障害者の生きがいづくりに関する事業
- (3) スポーツに関する調査・研究・啓発・宣伝及び指導助言
- (4) 健康・体力づくりに関する調査研究及び指導助言
- (5) スポーツ功労者及び優秀選手の表彰
- (6) 加盟団体の育成指導及び指導者の育成確保
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

(組織)

第5条 本会は、第3条に規定する目的に賛同する加盟団体をもって組織する。

(加盟資格)

第6条 本会に加盟しようとする団体は、本会の目的に賛同し次の条件を具備する団体とする。

- (1) 市を代表するスポーツ競技団体及びスポーツ関係団体
- (2) 規約等が制定され、事業計画に基づく活発な活動をしている団体
- (3) 原則として会員数が概ね30名以上の団体

(加盟)

第7条 本会に加盟しようとする団体は、次の各号に定める書類を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 加盟申請書(様式第1号)
- (2) 規約又は会則
- (3) 前年度事業概況及び収支決算書
- (4) 当該年度事業計画及び収支予算書
- (5) 役員名簿

(脱退)

第8条 加盟団体が、本会を脱退する場合は、次の各号に定める書類を会長に提出し、総会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退申請書(様式第2号)
- (2) 脱退理由書

(除名)

第9条 加盟団体が次の各号の1に該当する場合は、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) 2年以上負担金を納付しないとき。

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、若しくは本会の目的に反する行為又は本会に不利益を与えたとき。

(3) 加盟団体の資格を失ったとき。

(部門)

第10条 本会に次の部門を設置する。

(1) 専門競技部 (別表1)

(2) スポーツ少年団

(3) 小中学校体育連盟

(4) 総合型地域スポーツクラブ

(役員)

第11条 本会に、次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 4名

(3) 常任理事 8名

(4) 理事 名 (第15条の定数による)

(5) 監事 2名

(会長)

第12条 会長は理事会で選出し、総会において承認を得る。

2 会長は、本会を代表し会務を総理する。

(副会長)

第13条 副会長は理事会で選出し、総会において承認を得る。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(常任理事)

第14条 常任理事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

2 常任理事は会長・副会長を補佐し会務を処理する。

(理事)

第15条 理事は、次の各号より選出する。定数は次のとおりとする。

(1) 専門競技部 各 1名

(2) スポーツ少年団 1名

(3) 小中学校体育連盟 2名

(4) 総合型地域スポーツクラブ 1名

2 理事は、理事会を構成し、総会において決定した事項を執行する。

(監事)

第16条 監事は、理事会において推薦し、総会で承認を得る。

2 監事は、本会の会計を監査し、総会において報告する。

(顧問)

第17条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は会長が推薦し、総会において承認を得るものとする。

3 顧問は理事会、総会に出席して諮問に応じる。

(任期)

第18条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期は、次期役員の就任まで継続するものとする。

#### 第4章 会議

(会議)

第19条 本会の会議は、総会・理事会及び常任理事会とする。

- 2 会議はすべて必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、その都度構成員の中から選出し、理事会・常任理事会の議長は会長とする。  
(総会)

第20条 総会は、通常総会と臨時総会とし、本会最高の議決機関である。

- 2 総会は、それぞれの定数の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 総会の構成者が出席できないときは、他の構成者に議決権を委任することができる。但し、委任は書面をもって意志を表示しなければならない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第21条 総会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任理事
- (4) 理事
- (5) 監事
- (6) 専門競技部 各 1 名
- (7) スポーツ少年団 1 名
- (8) 小中学校体育連盟 2 名
- (9) 総合型地域スポーツクラブ 1 名

(通常総会)

第22条 通常総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 規約の改廃
  - (4) 役員承認
  - (5) 新規加盟団体の承認
  - (6) 本会の重要な意志の決定
  - (7) その他、本会の会務に関し会長が必要と認める事項
- (臨時総会)

第23条 臨時総会は必要に応じ開催する。

(理事会)

第24条 理事会は会長・副会長・常任理事・理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 役員推薦
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 必要な予算の補正
- (4) 事業執行上必要な事項の審議

(常任理事会)

第25条 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 重要な事業の企画及び調整に関する事項
- (2) 重要な予算及び決算に関する事項
- (3) その他、重要な事項

第5章 会計

(会計)

第26条 本会の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 負担金
- (2) 補助金

- (3) 事業に伴う収入
  - (4) 寄付金
  - (5) その他の収入
- (会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第28条 会長は、毎会計年度の決算について監事の会計監査を受けなければならない。

#### 第6章 補則

(委任)

第29条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

#### 附 則

この会則は、平成18年4月26日から施行する。

この会則の別表1に、平成19年4月27日よりダンススポーツ連盟を追加する。

この会則の別表1に、平成22年4月23日よりソフトテニス連盟を追加する。

この会則の別表1に、平成27年4月17日よりジョイフルスローピッチソフトボール部を追加する。

この会則は、平成28年4月19日より一部改正する。(事務局の変更)

この会則の別表1の名称を、平成29年4月12日より空手道部に変更する。

この会則の別表1から、平成31年4月10日よりゲートボール連合会を削除する。

この会則は、令和2年4月10日より一部改正する。(事務局の変更)

この会則は、令和3年5月1日より一部改正する。(名称の変更)

別表1 (第10条関係)

1	軟式野球連盟
2	バレーボール協会
3	剣道部
4	ソフトボール連盟
5	サッカー協会
6	柔道部
7	空手道部
8	ゴルフ部
9	バスケットボール部
10	グラウンド・ゴルフ協会
11	テニス連盟
12	少林寺拳法部
13	Ski・Snowboard 倶楽部
14	陸上競技協会
15	卓球部
16	射撃部
17	ビーチボールバレー部
18	弓道部
19	ダンススポーツ連盟
20	ソフトテニス連盟
21	ジョイフルスローピッチソフトボール部